

社会福祉法人 楽笑福社会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人楽笑福社会（以下「法人」という。）の定款第九条及び定款第二三条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員 の 範囲)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、定款に定めるとおりとする。

- (1) 「役員」とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 「評議員」とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 「報酬等」とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 「費用」とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用弁償の支給)

第三条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合は、出席に要する旅費（交通費）を、別表1の通り支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、日額とする。

2 理事で職員としての立場を有する者は適用除外とする。

3 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、出席に要する旅費（交通費）を、別表1の通り支給する。

(役員 の 報酬等 の 支給)

第四条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業及び障害児通所支援事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2の通り報酬等を支給する。

3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、別表2の通り報酬等は支給しない。

4 非常勤役員の報酬等は、別表2の通り無報酬とする。

- 5 監事の報酬等は、別表2の通り無報酬とする。
- 6 退職手当及びこれに準ずる手当は、支給しない。

(報酬等の額の決定)

第五条 役員の報酬総額は、別表3「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とする。

(評議員の報酬)

第六条 評議員の報酬は、定款第九条に基づき、無報酬とする。

(支給方法及び支給日)

第七条 報酬の支給方法及び支給日は、毎月10日より5営業日に現金払いとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 費用弁償については、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第八条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第九条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第一〇条 以上で定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成26年7月1日より施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月9日より施行する。

附 則 この規程は、令和6年6月15日より施行する。

別表1（第三条関係）費用弁償の支給基準

名称	金額（日額）
理事会及び評議員会 出席費用	2,000円
監事の監査・指導業務 出席費用	2,000円

別表2（第四条関係）役員報酬等の支給基準

名称	常勤・非常勤	役職	金額（月額）
法人業務及び事業運営業務 報酬	常勤	理事	400,000円 理事会が定めた金額
	常勤	理事 (職員兼務)	支給しない
	非常勤	理事	無報酬
監事の監査・指導業務 報酬	非常勤	監事	無報酬

別表3（第五条関係）理事の年間報酬総額

理事	年間の報酬総額 5,000,000円
----	--------------------